

患者団体との協働に関する行動指針

日本製薬工業協会

2011. 3. 16 策定

2012. 3. 14 改定

製薬企業の使命は、優れた医薬品を開発・供給することにより、世界の人々の福祉と医療の向上に貢献し、健康で質の高い生活の実現に寄与することです。

私たち日本製薬工業協会（以下製薬協）は、患者さんの求めるニーズや悩みを理解し、「患者参加型医療」の実現を目指し、患者団体と積極的かつ継続的に協働を図っていきます。

協働の構築にあたっては、「製薬協企業行動憲章」「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」等を遵守し、高い倫理性に基づいた透明性の高い企業行動を実施し、社会からの信頼と共感を得られる行動を行います。

1. 協働の推進

製薬協は、患者団体と信頼関係を図り、対等な関係を構築し、共通の目的の実現に向けてそれぞれの役割を果たします。また、特定の患者団体に偏ることなく協働します。

2. 患者団体の独立性の尊重

製薬協は、患者団体の独立性を尊重します。

3. 相互理解

製薬協は、患者団体との協働のために相互の見解や判断を尊重し、その目的と内容について十分に理解し合うよう努めます。

4. 書面による合意

製薬協は、協働における主要な活動項目や協力関係について、書面による合意を交わします。

5. 透明性の確保

製薬協は患者団体との協働にあたって、透明性を確保するとともにその情報を公開していきます。

6. 製品の販売促進の禁止

製薬協は、会員企業の医薬品の販売促進に関する事項を扱いません。また、企業の利益のために患者団体の出版物の内容、発言等に影響力を行使することはありません。

本指針でいう患者団体とは、患者・家族その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者会および患者支援団体をいいます。但し、法人格の有無、設立形態は問いません。

協働とは、製薬協と患者団体とが、対等の立場で力を合わせて活動することです。

なお、製薬協は、特定の患者団体に対する経済的支援は原則として実施しません。

以上